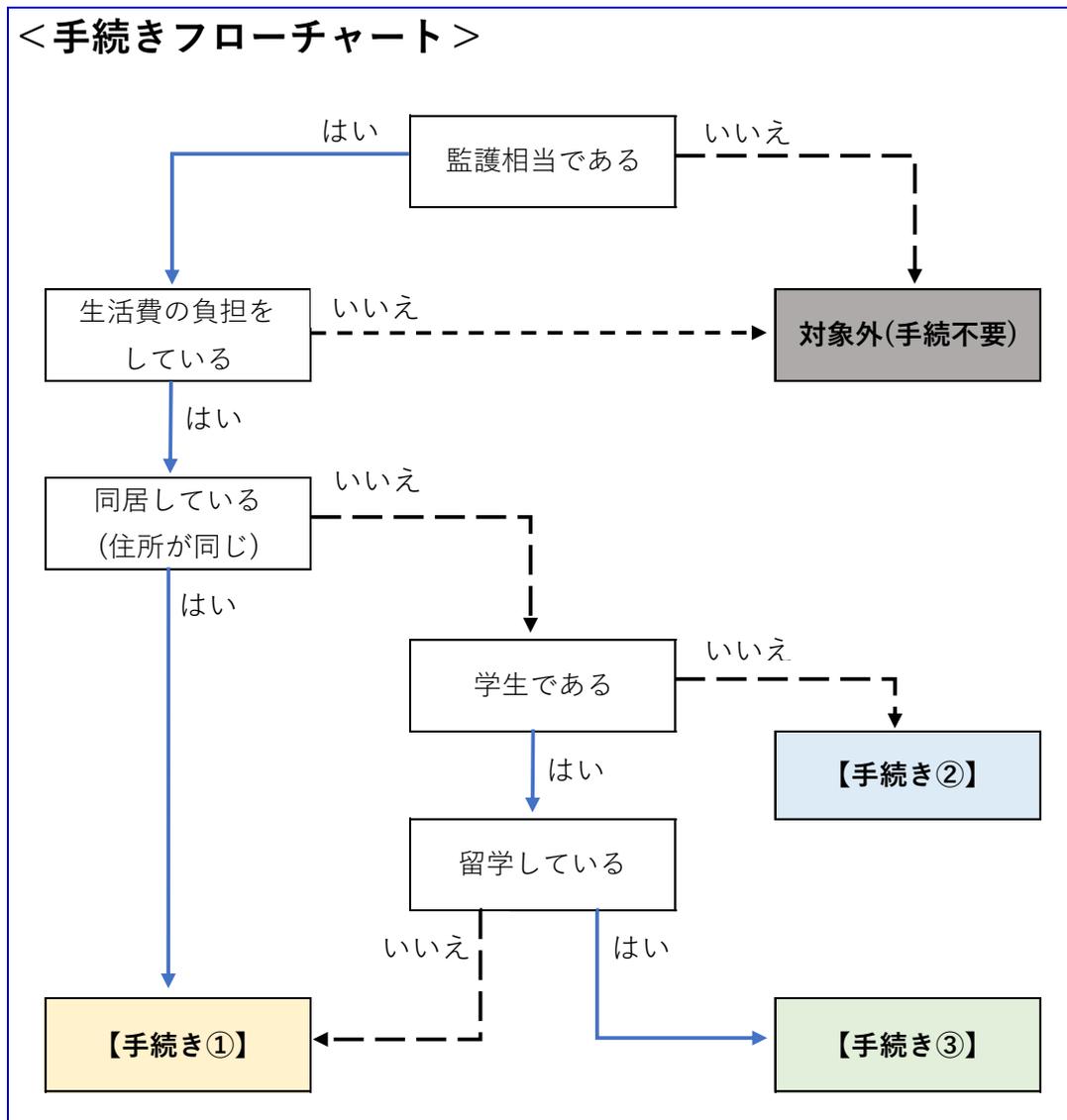


<手続きフローチャート>



【手続き①】必要書類

- 「児童手当 額改定届」と「監護相当・生計費の負担についての確認書」

【手続き②】必要書類

- 「児童手当 額改定届」と「監護相当・生計費の負担についての確認書」
- 受給者が監護相当であり、生計費負担をしていることがわかる証明資料

(例) 医療保険について子が受給者の扶養に入っていることが確認できる書類 (資格情報のお知らせ・資格確認書の写しなど)、送金記録の写し、賃貸契約書の写し など

【手続き③】必要書類

- 「児童手当 額改定届」と「監護相当・生計費の負担についての確認書」
- 留学の事実がわかる書類 (留学先の在学証明書など)
- 別途、必要書類のご記入があるため、郵送提出の場合は、こども家庭課までお問い合わせ下さい。

※手続き①から③において、別途、資料の提供を求める場合があります。

※確認書の提出後、申し立て内容から変更が生じた場合は、再度書類の提出が必要になります。